

# ○名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例

令和2年3月27日

条例第36号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条―第7条の2）

### 第2章 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策（第8条―第13条）

### 第3章 雑則（第14条・第15条）

### 附則

名古屋市では、高齢化の進展に伴い、現在65歳以上の高齢者の約6人に1人といわれる認知症の人の割合は今後も増加していくことが予想されています。また、認知症には65歳未満で発症する、若年性認知症もあります。認知症は、今や誰もがなり得る身近な病気です。

このように認知症は誰もが関わるものであり、全ての市民が正しい理解と知識を持ち、市全体で認知症の人を支えていかなければなりません。また、認知症は、本人はもとより介護する家族にも大きな負担が生じるため、家族への理解と支援も求められています。そして、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会を構築していくことも重要です。

これまで名古屋市では、認知症の予防や認知症の人と家族を地域で支える仕組みづくりをはじめ、様々な取組を推進してきました。また、地域の多くの人々がボランティアなど認知症の人への支援に積極的に参画してきており、認知症の人と家族にやさしいまちをつくりあげるための土壌が名古屋市にはあります。

これらの強みを生かしながら、市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務や役割を認識し、相互に連携して、市全体で認知症に関する取組をさらに推進しなければなりません。

認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、共生社会の構築を進め、認知症の人と家族をはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

（令7条例24・一部改正）

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民、事業者及び関係機関が一体となって認知症に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の構築を進め、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(令7条例24・一部改正)

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 共生社会 認知症の人及びその家族を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (5) 関係機関 医療機関、介護サービスを提供する事業所、大学、研究機関その他の認知症の人に業務上関係のある機関をいう。
- (6) 合理的配慮 認知症の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、認知症の人（本人が意思の表明を行うことが困難である場合にあつては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (7) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持って、地域及び職域で認知症の人及びその家族を手助けする者をいう。
- (8) 認知症カフェ 認知症の人及びその家族が、地域の住民及び専門家と相

互に情報を共有し、お互いを理解し合う場をいう。

(令 7 条例24・一部改正)

(基本理念)

第 3 条 市、市民、事業者及び関係機関は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人の尊厳が保持され、その人の意思が尊重され、認知症の人及びその家族を含む全ての市民が希望を持って暮らせる共生社会の構築を進めること。
- (2) 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、認知症の人が、社会の対等な構成員として、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- (3) 認知症の人及びその家族が、それぞれの置かれている状況に応じ、その人及びその家族に寄り添った支援を切れ目なく受けられること。
- (4) 認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、市はその責務を果たし、市民、事業者及び関係機関はそれぞれの役割を認識し、相互に連携して、市全体で認知症に関する取組を推進すること。

(令 7 条例24・一部改正)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、認知症の人及びその家族が必要としていることを把握するとともに、市民、事業者及び認知症に関する研究等を実施する大学をはじめとする関係機関と連携し、及び協力し、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。
- 3 市は、前項に定めるもののほか、認知症に関する施策を実施するに当たり、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮するものとする。

(令 7 条例24・一部改正)

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、日常生活において認知症の予防に努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族の悩み、不安等に気づいたときは、その人及びその家族の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(令7条例24・一部改正)

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、従業員が認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族の悩み、不安等に気づいたときは、その人及びその家族の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

4 事業者は、市が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(令7条例24・一部改正)

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、相互に連携し、認知症の人に対し、その人の状態に応じた適時かつ適切な医療及び介護サービスが提供されるよう努めるものとする。

2 関係機関は、相互に連携し、認知症に関する研究等に係る成果の情報共有に努めるものとする。

3 関係機関は、市が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(認知症の日及び認知症月間)

第7条の2 市民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日及び認知症月間を設ける。

2 認知症の日は9月21日とし、認知症月間は同月1日から同月30日までとす

る。

- 3 市は、認知症の日及び認知症月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(令 7 条例24・追加)

## 第 2 章 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策 (認知症に関する施策の総合的かつ計画的な推進)

第 8 条 市は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮し、地域の実情に即した取組を推進するとともに、この章に定める施策を有機的に連携させて取り組むことにより、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(令 7 条例24・一部改正)

### (認知症施策推進計画)

第 8 条の 2 市長は、認知症に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に規定する市町村計画として、名古屋市認知症施策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ認知症の人及びその家族の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令 7 条例24・追加)

### (市民の理解の促進及び認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)

第 9 条 市は、市民が認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を積極的に行うとともに、小中学生をはじめとする幅広い世代の市民及び事業者に対し、認知症サポーターの養成を推進するものとする。

- 2 市は、認知症の人及びその家族に対する支援活動に意欲のある認知症サポーター等が地域で活躍するために必要な施策を実施するものとする。
- 3 市は、合理的配慮を的確に行うため、関係職員に対する研修その他の必要な措置を講ずるとともに、事業者が合理的配慮を的確に行うことができるよ

う、必要な施策を実施するものとする。

- 4 市は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(令7条例24・一部改正)

(認知症及び軽度の認知機能の障害の予防及び早期発見の推進並びに医療及び介護提供体制の充実)

第10条 市は、市民が日常生活において認知症及び軽度の認知機能の障害（以下この条において「認知症等」という。）の予防に努めることができるよう、関係機関と連携し、認知症等の予防の取組の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、認知症等に関する検診の実施等により、認知症等の疑いのある人を早期に発見し、適切な関係機関につなぐことができるように、きめ細かな支援を実施する等、認知症等の早期発見及び早期対応を推進するものとする。

- 3 市は、認知症等の人及びその家族の医療及び介護に関する多様な需要に的確に対応し、適切な医療及び介護サービスを相互に連携して提供できるよう、認知症等に関する専門的な医療を提供する医療機関及び認知症等に対応した介護サービスを提供する事業所の充実を図るとともに、医療及び介護従事者の認知症等への対応力を向上するために必要な施策を実施するものとする。

- 4 市は、認知症等に関する研究等を実施する大学、研究機関等と相互に連携し、及び協力し、認知症等の予防及び治療に関する研究や技術の向上を促進するために必要な施策を実施するものとする。

(令7条例24・一部改正)

(事故の防止及び救済)

第11条 市は、認知症の人が行方不明となった際の事故を未然に防止するため、行方不明となった人を早期に発見するために必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、認知症の人による事故に係る損害が救済されるために必要な施策を実施するものとする。

(地域における相談支援の充実)

第12条 市は、認知症の人及びその家族が身近な地域で気軽に相談できるよう、いきいき支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）等において相談支援を行うとともに、地域の実情に即した関係機関との有機的な連携ネットワークの構築を図るものとする。

2 市は、認知症の人及びその家族が地域社会に参加する機会を確保するとともに、認知症の人同士又は認知症の人を介護する家族同士によるピアサポート（同じ症状又は悩みを持ち、同じような立場の人による支援をいう。次項において同じ。）等を推進するため、認知症カフェ等において、認知症の人及びその家族、地域の住民並びに支援者の交流を深めるために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、認知症の人及びその家族の生活の質を向上できるよう、認知症の人を介護する家族によるピアサポートを推進する等、認知症の人を介護する家族への支援に必要な施策を実施するものとする。

4 市は、若年性認知症の特性に配慮した就労及び社会参加に関する支援の推進等、若年性認知症の人及びその家族が、その人及びその家族の状態に応じた適切な支援を受けられるようにするために必要な施策を実施するものとする。

（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）

第13条 市は、認知症の人の意思決定の支援に関する指針の普及及び啓発等、認知症の人の判断能力に配慮した意思決定の支援が適切に行われるようにするために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、権利擁護の支援に関する地域の連携ネットワークの構築や成年後見制度の担い手の養成に関する支援等、認知症の人が成年後見制度等の利用を適切にできるようにするために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、認知症の人に対する虐待を防止し、その養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第2項に規定する養護者をいう。）等に対する支援を推進するために必要な施策を実施するものとする。

（令7条例24・一部改正）

### 第3章 雑則

(進捗状況の確認)

第14条 市は、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりの推進について、認知症に関する施策の進捗状況の確認を行うため、学識経験者、実務経験のある者等から意見を聴取し、必要に応じて、その内容を見直すものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第24号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。